

エリア	市町村	担当窓口	TEL	
備前	岡山市	農林水産課	086-803-1343	
		北区役所 農林水産振興課	086-803-1661	
		中区役所 農林水産振興課	086-901-1622	
		東区役所 農林水産振興課	086-944-5039	
		南区役所 農林水産振興課	086-902-3520	
		御津支所 産業建設課	086-724-1114	
		建部支所 産業建設課	086-722-1113	
		瀬戸支所 産業建設課	086-952-1115	
		灘崎支所 産業建設課	086-363-5203	
		第一・第二農業委員会事務局	086-803-1562	
	玉野市	農林水産課・農業委員会事務局	0863-32-5561	
	備前市	産業振興課・農業委員会事務局	0869-64-1831	
	備中	瀬戸内市	産業振興課	0869-22-3934
農業委員会事務局			0869-22-0048	
赤磐市		農林課・農業委員会事務局	086-955-6174	
和気町		産業振興課・農業委員会事務局	0869-93-1126	
吉備中央町		農林課・農業委員会事務局	0866-54-1318	
美作		倉敷市	農林水産課	086-426-3425
			農業委員会事務局	086-426-3895
		笠岡市	農政水産課・農業委員会事務局	0865-69-2143
		井原市	農林課・農業委員会事務局	0866-62-9522
		総社市	農林課	0866-92-8271
	農業委員会事務局		0866-92-8313	
	高梁市	農林課	0866-21-0223	
	新見市	農業委員会事務局	0866-21-0226	
		農業畜産振興課	0867-72-6133	
	浅口市	農業委員会事務局	0867-72-6106	
産業振興課		0865-44-9035		
早島町	農業委員会事務局	0865-44-9012		
里庄町	産業課・農業委員会事務局	086-482-0614		
矢掛町	農林建設課・農業委員会事務局	0865-64-7215		
備前	津山市	産業観光課・農業委員会事務局	0866-82-1016	
		農業振興課	0868-32-2079	
	真庭市	農業委員会事務局	0868-32-2159	
		農業振興課	0867-42-1031	
	美作市	農業委員会事務局	0867-42-1676	
		農業政策課・農業委員会事務局	0868-72-6694	
	新庄村	産業建設課・農業委員会事務局	0867-56-2628	
	鏡野町	産業観光課・農業委員会事務局	0868-54-2987	
	勝央町	産業建設部・農業委員会事務局	0868-38-3112	
	奈義町	産業振興課・農業委員会事務局	0868-36-4114	
西粟倉村	産業観光課・農業委員会事務局	0868-79-2230		
久米南町	産業振興課・農業委員会事務局	086-728-4412		
美咲町	産業観光課・農業委員会事務局	0868-66-1118		

農地中間管理事業に関するお問い合わせ・ご相談



**岡山県農地中間管理機構**

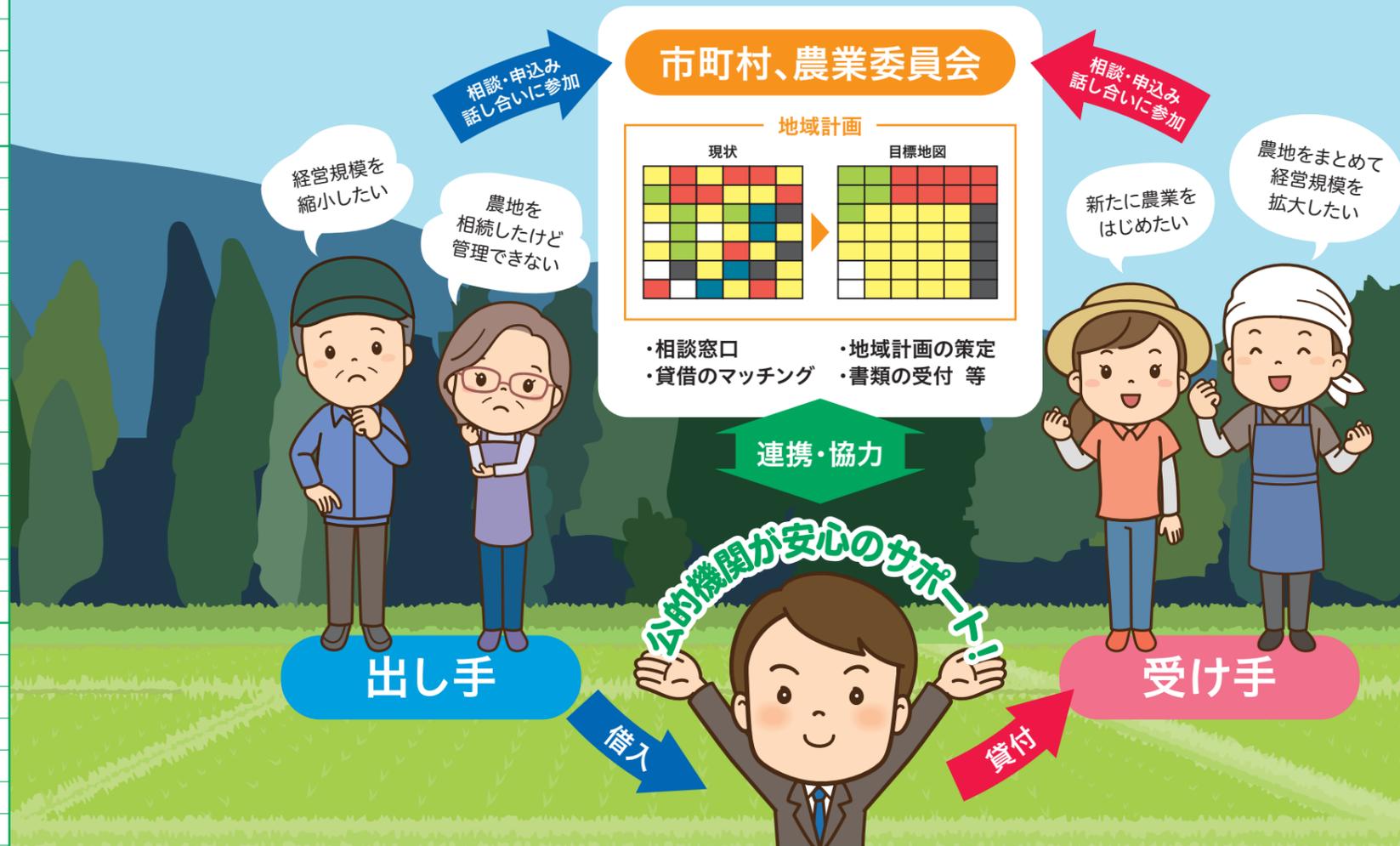
(公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団)

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36(県庁分庁舎4階)

- 本部 ☎ 086-226-7423
- 備前支部 ☎ 086-212-2210
- 備中支部 ☎ 086-435-7720
- 美作支部 ☎ 0868-23-1325

# 農地の貸借の制度が変わります!

農地の集積・集約化をすすめるため、農地の貸借を地域計画に基づいて農地中間管理機構を介して行うこととなりました。



## 岡山県農地中間管理機構

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

地域計画の達成に向け目標地図に基づいた、農地の集積・集約化を推進します。

- ・知事が指定した公的機関です。
- ・農地貸借の事務や賃料を伴う場合の支払いを確実にいきます。
- ・これまでに、約10,000人の出し手の農地を借り入れ約1,600人の受け手に4,000ha以上を貸付けしています。



# 農地の集積・集約化の新たな取組です



農業者の高齢化や減少により遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されないことが懸念されます。  
このため、地域の農地を利用しやすくするよう、新たな取組がはじまりました。

## ポイント1

農地貸借の制度・法律

法律が改正され、出し手と受け手の相対による利用権設定の手続きが廃止となります。  
農地の貸借は「機構を通じた農用地利用集積等促進計画の公告」又は「農地法第3条による許可」による手続きが必要です。

●移行時期は市町村によって異なります。

	利用権設定等促進事業 農業経営基盤強化促進法	農地中間管理事業 農地中間管理事業の推進に関する法律	農地法第3条
適用	廃止 ・現在の契約は期間満了まで有効 ・経過措置期間(令和6年度又は地域計画が策定されるまで)は、新規設定、更新が可能	継続	継続
契約の流れ	相対契約 (農用地利用集積計画による)	農地中間管理機構を通じた契約 (農用地利用集積等促進計画による)	相対契約 (農業委員会の許可)
期間満了後	自動的に出し手に戻る	自動的に出し手に戻る	賃借権を解消するには原則として知事の許可を要す

## ポイント2

マッチングが地域計画の目標地図作成において行われます。

●農地貸借の相談は、地域計画を策定する市町村が中心となり、関係機関(農業委員会、県、JA、機構等)が一体となって農地の利用案を検討します。



## ポイント3

地域計画の区域内を重点に、目標地図の実現に向け、機構を通じた農地の貸借をすすめます。

●機構が貸し付ける受け手は、目標地図に「農業を担う者」として位置づけられている必要があります。  
●地域計画の区域外で機構を通じた貸借を行う場合は、農業委員会から機構への要請や利害関係人の意見聴取等の手続きが必要です。

## 農地中間管理事業の仕組み

農地を受ける基準

- 市街化区域外の農地で、権利関係に問題がない。
- 再生不能と判定されている遊休農地など、利用が著しく困難な農地ではない。
- 地域計画により借受希望者が明確である(地域計画の区域外は農業委員会の要請による)。

期間

- 期間は、原則10年以上で、3年未満は借受けしません。
- 契約期間中は、解約できませんが、出し手と受け手が合意した場合は可能です。
- 期間満了後は、確実に農地が出し手に戻り、協議により再度、新たな貸借を行います。

賃料

- 無償の使用貸借と、有償の賃貸借があります。物納は取り扱いません。
- 賃料は、地域の水準を参考に、出し手と受け手の協議により決まり、年払いとします。
- 支払いは12月に受け手から口座振替で引き落とし、出し手に振り込みます。

出し手と受け手が同意した内容で貸借を行います。



賃料支払の効率化



受け手が複数の出し手から農地を借りている場合、まとめて引き落とし、個々に振り込みます。

## メリット

出し手

- 機構は県知事の指定を受けて農地中間管理事業を行う機関なので安心です。
- 賃貸借の場合の賃料は機構が確実に振り込みます。
- 貸付期間満了後、確実に農地が戻ってきます。また再度貸すこともできます。
- 機構は、固定資産税の軽減や相続税等の納税猶予、農業者年金(特例付加年金)の受給要件などの対象貸付先です。

地域

- 生産基盤整備や協力金等の支援事業があります。
- 所有者不明農地の活用が可能で、遊休農地の発生が防止できます。

受け手

- 規模拡大や集約化により生産性を向上し、効率的な農地利用が図られます。
- 賃貸借の場合の賃料は機構が一括で口座引き落としとし、手数料はかかりません。
- 契約の変更手続きは、申出により機構が行います。
- 耕作条件の改善や遊休農地の整備を支援する事業があります。